

各部課長  
各警察署長  
殿  
(回議先 全課長)

保存期間	10年(令和15年3月31日まで)
------	-------------------

徳島県警察本部長

総括係長制度の実施について(通達甲)

総括係長制度については、総括係長制度の改正について(平成24年3月28日徳務第151号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、この度、旧通達の保存期間が令和4年12月31日に満了することから、令和5年1月1日から下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 総括係長の位置付け及び職務等

- 1 警部補の階級にある警察官の職を、総括係長と総括係長以外の職(以下「4級職係長」という。)に区分するものとする。
- 2 総括係長は徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年徳島県条例第27号)第4条第1項第1号に規定する公安職給料表の職務の級(以下「職務の級」という。)を5級に、4級職係長は職務の級を4級に格付ける。
- 3 総括係長は、徳島県警察の組織に関する訓令(昭和51年徳島県警察本部第3号)第6条の表に掲げる総括係長の職務を行うものとする。
- 4 総括係長は、同一係内に4級職係長が配置されている場合は、当該係長を指揮命令し、係の業務を総括するものとする。
- 5 総括係長に任用された者は、他の所属等に配置換えになった場合であってもその職を有するものとする。

第2 総括係長への任用

1 総括係長選考任用審査委員会の設置

- (1) 総括係長への任用を適正かつ公正に実施するため、県本部に総括係長選考任用審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- (2) 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (3) 委員長は警務部長とし、委員は警務部警務課長及び委員長が指名する者をもって充てる。

- (4) 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催し、委員長が事務を総括する。
- (5) 委員会の事務は、警務部警務課において行う。

## 2 任用方法

- (1) 総括係長への任用は、選考によって行う。
- (2) 総括係長の選考は、所属長から推薦された者について行うものとする。
- (3) 委員会は、所属長から推薦のあった者について、在級年数、年齢、勤務成績等（以下「在級年数等」という。）を総合的に審査するものとする。この場合において、必要と認めるときは、考査を実施するものとする。
- (4) 委員長は、審査を実施したときは、速やかにその結果を本部長に報告するものとする。
- (5) 本部長は、報告を受けた審査結果に基づき、総括係長の任用者を決定するものとする。

## 3 任用手続

総括係長への任用は、職員の人事取扱規程（昭和46年徳島県警察本部訓令第14号。以下「人事取扱規程」という。）第2条の規定による辞令書の交付（以下「辞令書の交付」という。）により行うものとする。

なお、総括係長に任用した後の人事異動、警部への昇任等に係る辞令書の交付には、総括係長の職名は記載しないものとする。

## 4 任用の特例

警部補の階級にある警察官であって、現に職務の級が5級である者に係る総括係長への任用は、委員会が在級年数等を総合的に審査した上で、順次、総括係長への任用を行うものとする。

## 第3 同一係内に総括係長が複数配置されている場合の措置等

### 1 筆頭総括係長の設置

- (1) 同一係内に総括係長が複数配置されている場合であって、他の総括係長に対する指揮命令権を付与する必要があるときは、所属長が在級年数等を総合的に勘案し、特定の総括係長に指揮命令権を付与することができるものとする。
- (2) (1)にかかわらず、署の地域課にあつては、業務の円滑な遂行のため、課内の他の警部補に対する指揮命令権を有する警部補を置く必要があるときは、当該地域課に配置した総括係長のうちから1人に指揮命令権を付与することができるものとする。
- (3) (1)及び(2)の指揮命令権の付与は、人事取扱規程第4条第2項に規定する勤務配置命令簿により行うものとする。この場合における職名には、「筆頭」を冠して「筆頭総括係長」と呼称するものとする。

(4) 筆頭総括係長が他の所属等に配置換えになった場合は、筆頭総括係長の職は免ぜられるものとする。

## 2 一般職員の係長等との関係

(1) 総括係長の職は、4級職係長に対しては上位の職に当たるが、一般職員の係長等（以下「一般職係長」という。）の職に対しては特別の区分を設けていないので、これらの職は同格であり、一般職係長に対する指揮命令権は有しないものとする。また、4級職係長と一般職係長との関係にあっても同様とする。

(2) 同一係内に総括係長及び一般職係長が配置されている場合であって、いずれかに指揮命令権を付与する必要があるときは、所属長が在級年数等を総合的に勘案し、総括係長又は一般職係長に指揮命令権を付与することができるものとする。

(3) 1の(3)及び(4)の規定は、総括係長又は一般職係長に対する指揮命令権の付与及び職名の呼称について準用する。

## 3 4級職係長等における筆頭係長の運用

(1) 1（(2)を除く。）及び2（(1)を除く。）の規定は、次に掲げる場合について準用する。

ア 同一係内に4級職係長が複数配置されている場合

イ 同一係内に一般職係長が複数配置されている場合

ウ 同一係内に4級職係長及び一般職係長が配置されている場合

(2) (1)の場合における呼称は、次に掲げるとおりとする。

ア 4級職係長の場合 筆頭〇〇係長、筆頭〇〇班長等

イ 一般職係長の場合 筆頭〇〇係長、筆頭〇〇科長等

## 第4 留意事項

1 総括係長制度の実施により、実働の中核となる警部補の位置付けが変わるものではないことから、実動力が低下しないよう特に配慮するものとする。

2 総括係長である警部補に指揮命令権を付与することは、警部による業務管理を補完する機能を有することになるが、警部による業務管理の責務が軽減されるものではないことから、総括係長の補完機能を十分に発揮させ、警部による業務管理について万全を期するものとする。

## 第5 細部の事項

総括係長制度の実施に係る細部の事項は、別に定める。

## 第6 事務分掌表等作成要領の一部改正

事務分掌表等作成要領の制定について（平成27年3月30日徳務第197号）の一部を次のように改正する。

4の(1)のイの(エ)のc中「総括係長制度の改正について（平成24年3月28日

徳務第151号」を「総括係長制度の実施について（令和4年12月27日徳務第993号）」に改める。